第702号
受
24.6.08
付
小郡三井医師会

福県医発第700号（地）
平成24年6月8日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
（公印省略）

生活習慣病管理料の算定について

福岡県保健医療介護部医療保険課より県民からの問い合わせに対し、当該保険医療機関を訪問し、その内容を確認したところ下記の事実が確認された旨報告がありました。

つきましては、下記事項についてご留意いただきますよう会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

生活習慣病管理料は、「患者に対して療養計画書により丁寧に説明を行い、患者の同意を得るとともに、当該計画書に患者の署名を受けた場合に算定でき、交付した療養計画書の写しは診療録に貼付する」こととなっています。

今回、療養計画書の作成は行われていましたが、同計画書を患者に交付していない事例が確認されました。療養計画書の作成による患者への説明に加え、同計画書を患者へ交付して下さい。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　蒲池　壽